【仮称】高島市立マキノこども園給食調理業務委託
公募型プロポーザル実施要領

１．目的

本要領は、「【仮称】高島市立マキノこども園給食調理業務委託」に係る受託候補者の選定を行うにあたり、公募型プロポーザルの実施方法等必要な事項を定める。

※本業務に使用する園の名称は現在【仮称】としていますが、令和８年１２月開催の市議会定例会において正式名称を上程予定です。可決された場合、正式名称が確定いたします。本プロポーザルの実施期間中は【仮称】を使用いたしますが、契約締結時には正式名称に変更となる予定です。

２．業務概要

(1) 業務名

令和８年度第３０８５５号

【仮称】高島市立マキノこども園給食調理業務委託

(2) 調理場所

【現】マキノ西こども園（高島市マキノ町蛭口１３６５番地１）

(3) 給食提供場所

【令和　９年度】【現】マキノ東こども園（高島市マキノ町西浜３００番地１）

【令和１０年度】【現】マキノ西こども園（高島市マキノ町蛭口１３６５番地１）

(4) 業務内容

別紙「【仮称】高島市立マキノこども園給食調理業務委託　仕様書」のとおり

(5) 業務期間

令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで（２年）

３．業務見積額

(1) 本業務に係る経費は、２年間分の合計５１，２１６，０００円（消費税および地方消費税額を含む）を上限とする。

(2) 本業務における見積りは、仕様書に基づき算出した金額を記載した見積書（消費税抜）を提出すること。

４．スケジュール

令和８年１１月　９日（月）　公募開始
令和８年１１月２１日（土）　現地見学会の開催
令和８年１１月２７日（金）　質疑受付締切
令和８年１２月　４日（金）　質疑に対する回答（ホームページ）予定
令和８年１２月１１日（金）　参加申込・参加意思表示、企画提案書等の提出締切
令和８年１２月２３日（水）　プレゼンテーション審査（予定）
令和９年　１月下旬　　見積徴取（予定）
令和９年　２月上旬　　契約締結

５．参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とします。

なお、高島市競争入札参加資格者名簿に登載されていない法人についても参加することができる。

(1) 法人格を有すること。ただし、法人格の種類は問わない。

(2) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に規定する者に該当しない者であること。

(3) 高島市から指名停止を現に受けていないこと。

(4) 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(5) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

６．関係資料の配布方法

・高島市ホームページからのダウンロードを原則とする。

URL　https://www.city.takashima.lg.jp

・掲載期間

令和８年１１月９日（月）９時から令和８年１２月１１日（金）１７時まで

・掲載資料

(1)【仮称】高島市立マキノこども園給食調理業務委託公募型プロポーザル実施要領

(2)【仮称】高島市立マキノこども園給食調理業務委託業務仕様書

(3) 現地見学会参加連絡票【別紙】
(4) 参加申込書【様式１】
(5) 申請者の概要【様式２】
(6) 過去に実施した本事業と類似する業務実績【様式３】
(7) 質問書【様式４】

７．現地見学会

(1) 開催日時
令和８年１１月２１日(土)
【現】マキノ西こども園　１３時００分から１３時４５分まで
【現】マキノ東こども園　１３時５５分から１４時４０分まで

(2) 場　　所
【現】マキノ西こども園（滋賀県高島市マキノ町蛭口１３６５番地１）
【現】マキノ東こども園（滋賀県高島市マキノ町西浜３００番地１）

(3) 参加申込
令和８年１１月１８日（水）１７時までに、高島市子ども未来部幼児保育課まで現地見学会参加連絡票【別紙】を提出してください。原則、プロポーザルへ参加を希望する事業者は、現地見学会に参加してください。

(4) そ の 他
給食室を見学する方は、白衣、帽子、マスクおよび厨房用靴を持参し、現地見学会開催までの２週間以内に行った検便検査（赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌（0-157、0-111、0-26）の結果を提出してください。

８．質疑・回答

(1) 提出方法
別添の質問書【様式４】により、高島市子ども未来部幼児保育課に提出すること。
※ただし、ファクシミリ又は電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨を伝え、所管課で着信していることを確認してください。
※郵便の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とします。
※電話又は口頭による質問は受け付けません。

(2) 期限
令和８年１１月２７日（金）１７時まで（必着）

(3) 提出先
高島市子ども未来部幼児保育課

(4) 回答方法
ホームページにより、令和８年１２月４日（金）９時から令和８年１２月１１日（金）１７時まで公開します。

９．参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び高島市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出してください。

ア 参加申込書【様式１】 １部

イ 企画提案書 ９部

ウ 価格見積書 １部

エ 申請者の概要【様式２】 １部

オ 過去に実施した本事業と類似する業務実績【様式３】 １部

※高島市競争入札参加資格者名簿に登載されていない法人については、次の書類も併せて提出すること。

カ 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） １部（発行日から３か月以内のもの）

キ 直近年度の国税（法人税及び消費税）、市町村民税の納税証明書 各１部（滞納がないことが確認できること）

(2) 提出期間及び時間

令和８年１２月１１日（金）１７時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送に限ります。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限日の１７時までに到着したものに限り受け付けます。郵便事故等については提出者のリスク負担とします。

(4) 提出先　子ども未来部幼児保育課

１０．企画提案書作成方法

(1) 企画提案書には、以下の内容を記載すること。

・具体的な企画内容

・委託料内訳書

※仕様書に掲げる業務について、年度毎に全てに要する経費とその内訳を詳細に明記すること。消費税および地方消費税の税額を明示すること。

・マニュアル等その他参考となる添付資料

(2) 形式は、A4サイズとする。

※ページ数は、表紙および目次を含めて１０枚（片面１０ページ、両面２０ページ）以内を目安とする。

(3) 提出部数は、正本１部、写し８部とする。

(4) 高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現とすること。

１１．審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会が審査します。

(1) 企画提案書等をもとに、設定した基準に基づいて、書類およびプレゼンテーション審査により公正かつ厳正に審査を実施し、受託候補者を１者選定する。

(2) 審査要領に基づく審査については、選定審査項目について審査を行う。

(3) 下表の各審査項目について、絶対評価で点数をつける。

（特に優れている、　優れている、　普通、　やや劣る、　劣る）

「特に優れている」の評価は、各審査項目について最も優れている企画提案書等にのみつけることができるものとする。

○審査項目および評価点

審査項目	配点	審査評価ポイント
①提案内容の実現性と有効性	60	・こども園における給食の考え方 （食材調達、アレルギー対応等） ・安全衛生管理の理解度、対応力 ・業務遂行体制、計画性 （研修体制、緊急時対応等）
②類似業務の実績	20	・必要な知識、経験
③委託料の妥当性	20	・業務価格の妥当性
合　計	100	

(4) 審査委員の採点を集計し、獲得点数の高い事業者から順に契約交渉相手方を選定する。なお、提案者が１者のみの場合は、審査委員の採点の平均点が６０点以上であれば、その者を契約交渉相手方とし選定する。

(5) 書類およびプレゼンテーション審査は、令和８年１２月２３日（水）を予定している。プレゼンテーションは企画提案書提出順とし、具体的な日時等は、企画提案書提出後に別途連絡する。

①プレゼンテーションの時間

時　　間：１５分以内

質疑応答：１０分程度

②出席者

プレゼンテーションの参加人数は３名以内とする。

③使用備品

プレゼンテーション時に必要なプロジェクター等の使用機材、備品については、必要に応じて、提案者にて用意すること。

１２．審査結果

審査結果は、提案者全員に文書で通知する。審査経過については一切公開しない。また、審査の結果に対しての異議を申し立てることや、審査結果および内容について説明を求めることはできない。

１３．提出書類の取扱い

(1) 提出されたすべての書類は、返却しません。

(2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めません。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用

しません。

(4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがあります。

(5) 企画提案書の提出は１者につき１案とします。

１４．情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、高島市情報公開条例（平成１８年高島市条例第８０号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とします。

１５．その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とします。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を高島市に請求することはできません。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、所管課あてに提出してください。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が「３．業務見積額」の上限を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。

但し、受託候補者に選定された者が作成した企画提案書などの書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

(6) 申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、

異議を申し立てることはできません。

１６．問合せ先

高島市役所子ども未来部幼児保育課

電話　０７４０－２５－８０３７

FAX　０７４０－２５－８１４５

メールアドレス　youho@city.takashima.lg.jp